

建設業だより

No.139

発行/2023(令和5)年4月1日

都市・交通局都市基盤部都市総務課
建設業・不動産業室

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話052-954-6502



Webサイト

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>



ジブリパーク 「エレベーター塔」
(長久手市茨ヶ廻間乙1533-1 愛・地球博記念公園内)

© Studio Ghibli

目次	
建設業許可・経営事項審査の電子申請について	…2 建設キャリアアップシステムの活用に関する評価基準について …17
建設業許可申請等手続きに関するお知らせ	…2 2023(令和5)年度ICT活用工事の取り組みについて …18
愛知県知事に建設業許可・経営事項審査の電子申請を行う場合の注意事項	…3 優秀施工者愛知県知事表彰について …19
建設業法における届出等の提出期限について	…4 建設工事統計調査関係者表彰について …20
「適切な社会保険の加入」は建設業許可の要件です	…5 宅地や建物の適正な取引及び広告について …21
経営事項審査等の審査基準の改正について	…6 不動産業グループからのお知らせ …22
建築物等の解体工事の実施には建設業許可か解体工事業登録が必要ですが	…8 建設系産業廃棄物排出事業者のみならず …23
愛知県知事建設業許可業者名簿及び愛知県解体工事業登録業者名簿について	…8 女性の活躍に取り組む企業等を応援します …25
2022(令和4)年度建設業講習会の動画を掲載しました	…9 《名古屋国税局からのお知らせ》消費税のインボイス制度について …26
2023(令和5)年3月31日基準日住宅瑕疵担保履行法の届出手続きについて	…10 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引き上げ …27
2023(令和5)年度技術検定試験のご案内	…11 建設業においても、2024(令和6)年4月1日より時間外労働の上限規制が適用されます …28
労働災害の撲滅に向け、取組の強化・充実をお願いします	…12 「安全経営あいち®」の推進 …29
労働災害の撲滅と法令遵守について	…12 女性活躍推進法に基づくえるぼし認定プラチナえるぼし認定を取得しましょう！ …30
工事現場に配置する技術者の要件が緩和されました	…13 男性労働者の育児休業取得率等の公表が義務となりました ～改正育児・介護休業法(2023(R5).4.1施行)～ …30
無許可業者との下請契約は建設業法違反です	…14 ユースエール(若者雇用促進法に基づく認定)が経営事項審査の加点対象(配点4点)になりました …31
建設工事の適正な取引について	…15 表紙写真の紹介 …32
建設キャリアアップシステムについて	…16
2023(令和5)年4月より原則発注者指定型の週休2日制工事になります(土木工事)	…17

建設業許可・経営事項審査の電子申請について

◇2023（令和5）年1月から、建設業許可・経営事項審査の申請等について、電子申請ができるようになりました。

○電子申請ができる手続き

- ・建設業許可申請（新規、許可換え新規、般・特新規、業種追加、更新）
- ・変更届（事業年度終了届出書含む）
- ・廃業届
- ・経営事項審査

◇電子申請は、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）を使用しています。

○電子申請システム（JCIP）について

JCIPの概要については、国土交通省Webサイトをご確認ください。システムの操作マニュアルも掲載されています。

愛知県事許可の手続きに関しては、次のページの注意事項をご確認ください。

国土交通省 https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html



○建設業許可等電子申請システムの利用について

建設業許可等電子申請システムを利用するためには、デジタル庁が所管するGビズIDの取得が必要です。詳しくは、デジタル庁及びGビズIDのWebサイトをご覧ください。

デジタル庁 <https://www.digital.go.jp/policies/gbizid/>



GビズID <https://gbiz-id.go.jp/top/>



※ JCIPの操作に関するお問い合わせについては、愛知県でお受けすることができません。システム上の「お問い合わせ」フォームから、ヘルプデスクまでお問い合わせください。

お急ぎの場合は、0570-033-730（ナビダイヤル）から問い合わせすることもできます。

建設業許可申請等手続きに関するお知らせ

◇ 事業承継による認可申請が必要となると見込まれる場合は、承継の効力発生日の2か月前までに申請ができるよう相談してください。

事業承継の認可は、効力発生日前までに受ける必要があります。

内容確認や補正に時間を要することが想定されますので、事業承継による認可申請が必要となると見込まれる場合は、遅くとも、承継の効力発生日2か月前までに申請ができるよう相談してください。

〈相談窓口〉 名古屋市内に営業所がある場合 … 建設業・不動産業室（愛知県自治センター2階）
名古屋市以外の市町村に営業所がある場合 … 各市町村を管轄する建設事務所

☆ 詳しくは、「建設業許可申請の手引（申請手続編）」及び、「建設業許可申請の手引き（申請書記載例編）別冊」をご覧ください。

◇ 建設業許可申請に係る各様式、手引きについては、建設業・不動産業室のWebサイトからダウンロードできます。

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html>



愛知県知事に建設業許可・経営事項審査の電子申請を行う場合の注意事項

※国土交通大臣、愛知県以外の都道府県知事に電子申請する場合の注意事項については、各行政庁にお尋ねください。

◇電子申請を行う場合は、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）のマニュアルだけではなく、愛知県の手引きも必ずご確認ください。

手引きは建設業・不動産業室のWebページからダウンロードできます。

建設業許可 <https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsuguyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html>

経営事項審査 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/dl-page-keishin.html>



◇建設業許可申請、変更届等を提出する際の注意事項

○添付書類について

建設業・経営事項審査電子申請システム（JCIP）では、一部添付いただきたい書類について、システム上の案内等がないものがあります。

必ず、手引きの内容をご確認いただき、必要な書類は作成のうえ、JCIP上の添付ファイルとして提出してください。なお、審査の過程で追加の書類提出を求める場合があります。

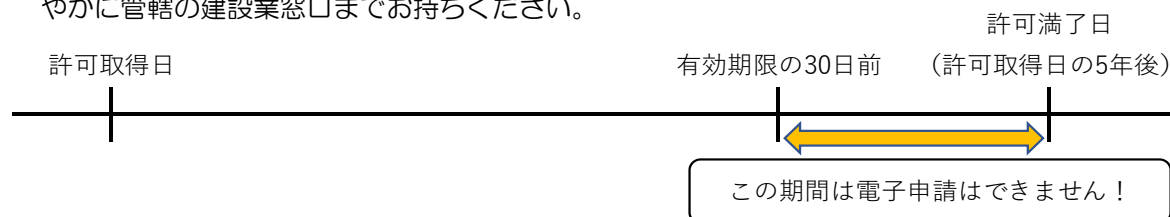
・JCIP外で作成が必要な書類の例

建設業許可申請 → 建設業許可申請書表紙、提出票

事業年度終了届 → 事業年度終了届表紙

○電子申請システムでの受付ができない場合

既に許可をお持ちの方で、**許可の有効期限まで30日を過ぎた日以降の申請については、電子申請システムでの受付はできません。**紙面による受付を行いますので、申請書類を揃えたうえで、速やかに管轄の建設業窓口までお持ちください。



◇経営事項審査申請を提出する際の注意事項

○経営事項審査は事前予約が必要です。

愛知県では、毎月の指定日に経営事項審査を実施しています。審査を受ける場合、事業年度終了届を提出する際に「経営事項審査を申請する」欄に丸を付けて提出してください。

確認後、予約手続きを行い、予約票をお渡しします。**経営事項審査の申請は予約後に行ってください。**

○JCIPでの提出方法について

システム内で作成する様式に加えて、予約票をお渡しする際に添付するチェックリスト、経営事項審査申請様式ダウンロードページからダウンロードできる提出票を添付ファイルとして提出してください。

○確認資料について

法定様式以外の確認資料については、紙による提出もできるものとします。予約票に提出期限を記載していますので、期限内に到達するよう提出してください。

○手数料の納付方法について

手数料は、JCIPを経由したネットバンキング又は、愛知県収入証紙による納付のいずれかを選択できます。

JCIPによる申請を確認後、手数料納付指示をシステム上で行います。**審査予約時に、手数料の納付期限をお示ししますので、期限内に納付してください。期限内に納付されないと審査が翌月となる可能性があります。**

○電子申請時の留意事項

資料に不備等がある場合、**JCIP上で補正指示を行います。**審査当日は補正に対応できるようにしてください。

建設業法における届出等の提出期限について

～提出が遅れないようご注意ください～

- ◇ 法人、個人にかかわらず毎年事業年度終了後4か月以内に「事業年度終了届出書」を提出しなければなりません。
- ◇ 許可申請書および添付書類の内容に変更が生じた場合には、提出期限内に「変更届出書」等を提出する必要があります。
- ※ 必要な事業年度終了届出書や変更届出書等の提出がなされていないと、更新の申請をすることができません。特に、事業年度終了届出書を複数年分まとめて提出する事例が多くありますのでご注意ください。
適切に届出を提出しないと処分の対象となる場合があります。

<届出等一覧>

届出事項	提出期限	備考
事業年度（決算期）が終了したとき<毎期提出>	毎事業年度 経過後 4か月以内	事業年度終了届出書一式
定款の変更（定款または株主総会議事録の写し）		} 事業年度終了届出書と併せて提出
使用人数の変更		
健康保険等の加入状況の変更（従業員数のみの変更の場合）		
健康保険等の加入状況の変更（加入状況に変更があったとき、営業所を新設したとき）	事実発生後 2週間以内	許可要件に関わる事項です。届け忘れがないよう、ご注意ください。
常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の変更（氏名の変更を含む）		
営業所の専任の技術者の変更（氏名の変更を含む）		
令第3条に規定する使用人の変更		
商号又は名称の変更	事実発生後 30日以内	「役員等」には、法人の役員のほか、顧問・相談役・株主（総株主の議決権の100分の5以上を有する個人又は出資総額の100分の5以上に相当する出資をしている個人）が含まれます（監査役は除きます）。
既存の営業所の名称、所在地又は業種の変更		
営業所の新設又は廃止		
資本金額（出資総額）の変更		
法人の役員等の変更（就退任、代表者の変更、常勤⇔非常勤、氏名の変更等）		
個人の事業主の氏名の変更		
個人事業主で支配人を設けている場合の支配人の変更（氏名の変更、新任、退任）		
経營業務の管理責任者が複数人いた場合の削除、専任技術者の削除（交替者がいない場合）、欠格要件該当	事実発生後 2週間以内	
廃業（許可を受けた建設業）	廃業から 30日以内	許可業種の一部を廃業する場合は変更届等の提出が必要

- ☆ 届出の詳細については、「建設業法による変更届等の手引（事業年度終了届編）」及び「建設業法による変更届等の手引（変更届出書編）」をご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html#tebiki>



「適切な社会保険の加入」は建設業許可の要件です

更新申請を含め、全ての申請をする場合において、「適切な社会保険に加入していること」は建設業許可の要件です。

◇労働者が加入しなければならない保険を確認してください。

所属する事業所		就労形態	社会保険		労働保険
事業所の形態	常用労働者の数		医療保険 (いずれかに加入)	年金保険	雇用保険
法人	1人～	常用労働者	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1 	厚生年金	雇用保険※2
	-	役員等	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1 	厚生年金	-
個人事業主	5人～	常用労働者	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1 	厚生年金	雇用保険※2
	1人～4人	常用労働者	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険 国民健康保険組合（建設国保等） 	国民年金	雇用保険※2
	-	事業主、一人親方	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険 国民健康保険組合（建設国保等） 	国民年金	-

■：事業主に従業員を加入させる義務があるもの ■：個人の責任において加入するもの

※1 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険に加入。（この場合は、協会けんぽに加入し直す必要はありません。）

適用除外承認を受けた国民健康保険組合への加入手続きについては日本年金機構のWebページを参照。
(<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/hihokensha1/20150422.files/0703.pdf>)



※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かは問いません。

●詳細については、加入する保険を担当する機関にお問い合わせの上、手続きをしてください。

- ・医療保険、厚生年金保険 → 事務所の所在地を管轄する年金事務所等
- ・雇用保険 → 最寄りのハローワーク等

●「適切な保険」を確認するためのフローチャートについては国土交通省のWebサイトを参照。

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)



保険の加入状況が変わったら「健康保険等の加入状況」の提出をお忘れなく！

保険加入状況に変更があった場合は2週間以内に、従業員数のみに変更があった場合は事業年度経過後4か月以内に届け出る必要があります。

届出窓口は、次のとおりです。

- 名古屋市内に営業所がある場合 … 建設業・不動産業室（愛知県自治センター2階）
- 名古屋市以外の市町村に営業所がある場合 … 各市町村を管轄する建設事務所

詳しくは建設業・不動産業室のWebサイトをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/shakaihoken.html>



経営事項審査等の審査基準の改正について

2023（令和5）年1月1日に経営事項審査等の審査方法が以下のとおり一部改正されました。主な改正点は以下のとおりです。

①ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況（W1-9）の新設

「女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし）」、「次世代法に基づく認定（くるみん）」及び「若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール）」について、審査基準日における各認定の取得をもって評価されます。※取得している認定のうち最も配点の高いものを評価（最大5点）
 えるぼしについては30ページに、ユースエールについては31ページに詳しいご案内がありますのでご覧ください。

②建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況（W1-10）の新設（2023（令和5）年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用）

審査対象工事 ①から③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- ①日本国内以外の工事
- ②建設業法施行令で定める軽微な工事
- ③災害応急対策

該当措置 ①から③のすべてを実施している場合に加点

- ①CCUS上での現場・契約情報の登録
- ②建設工事に従事する者が直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出（愛知県様式第12号）

③W1-10の新設に伴う総合評定値算出係数の改正

2023（令和5）年8月14日以降を審査基準日とするW1-10が追加された申請に関して、総合評定値算出に係る係数が以下のとおり変更となります。

改正前	改正後（審査基準日が8月14日以降）
1900/200	1750/200

※2023（令和5）年1月以降も審査基準日が2023（令和5）年8月14日以前であれば改正前の換算式が適用されます。

（参考）改正前のP点（総合点）への換算式

$(W) = W$ 点項目ごとの合計点数 \times 係数1900/200

$(P) = (X1) \times 0.25 + (X2) \times 0.15 + (Y) \times 0.20 + (Z) \times 0.25 + (W) \times 0.15$

④建設機械の保有状況（W7）の改正

建設機械の加点対象建設機械について、以下のとおり対象となる機械が追加されます。

（追加に伴い様式9号の改正があります。）

法令根拠	機種	検査方法
道路運送車両法	ダンプ（土砂の運搬が可能な全てのダンプ） 「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」	自動車検査
安衛法施行令	締固め用機械 （ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー）	特定自主検査
	解体用機械 （ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機）	
	高所作業車（作業床の高さ2m以上）	

⑤国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無（W8）に係る改正

環境省が定める「エコアクション21」の認証取得状況が新たに加点対象に追加されました。

以下の内容は、2022（令和4）年8月15日に改正された内容です。

工事種類別技術職員数（Z1）に係る改正

技術力（Z）の項目において、監理技術者の講習受講者を加算対象としていますが、加算可能な期間が「講習修了日の属する年の翌年から5年間まで」となりました。

この改正は2022（令和4）年8月15日以降の申請に適用されます。

例：2018（平成30）年2月28日に講習を受講した場合

【改正前】

監理技術者講習受講から5年間加算可能→2018. 2. 28～2023. 2. 27

2018.2.28
講習受講

2023.2.27



【改正後】

監理技術者講習を受講した日の翌年の開始日から5年間まで加算可能

2018.2.28 2019.1.1 →2018. 2. 28～2023. 12. 31

講習受講

講習受講の翌年開始日

2023.2.27

2023.12.31



以下の内容は2021（令和3）年4月1日改正の内容ですが、お問い合わせの多い内容について掲載します。事務の参考としてください。

工事種類別技術職員数（Z1）に係る改正

技術職員名簿の記載対象者として、「監理技術者補佐」（有資格区分005）が追加されました。

対象者

- ・2021（令和3）年4月1日以降の技術検定において、1級の第1次検定に合格した「一級技士補」で、主任技術者の要件を満たす者

※「主任技術者の要件を満たす者」とは

- 一級国家資格者 ●二級国家資格者 ●実務経験者 となります。

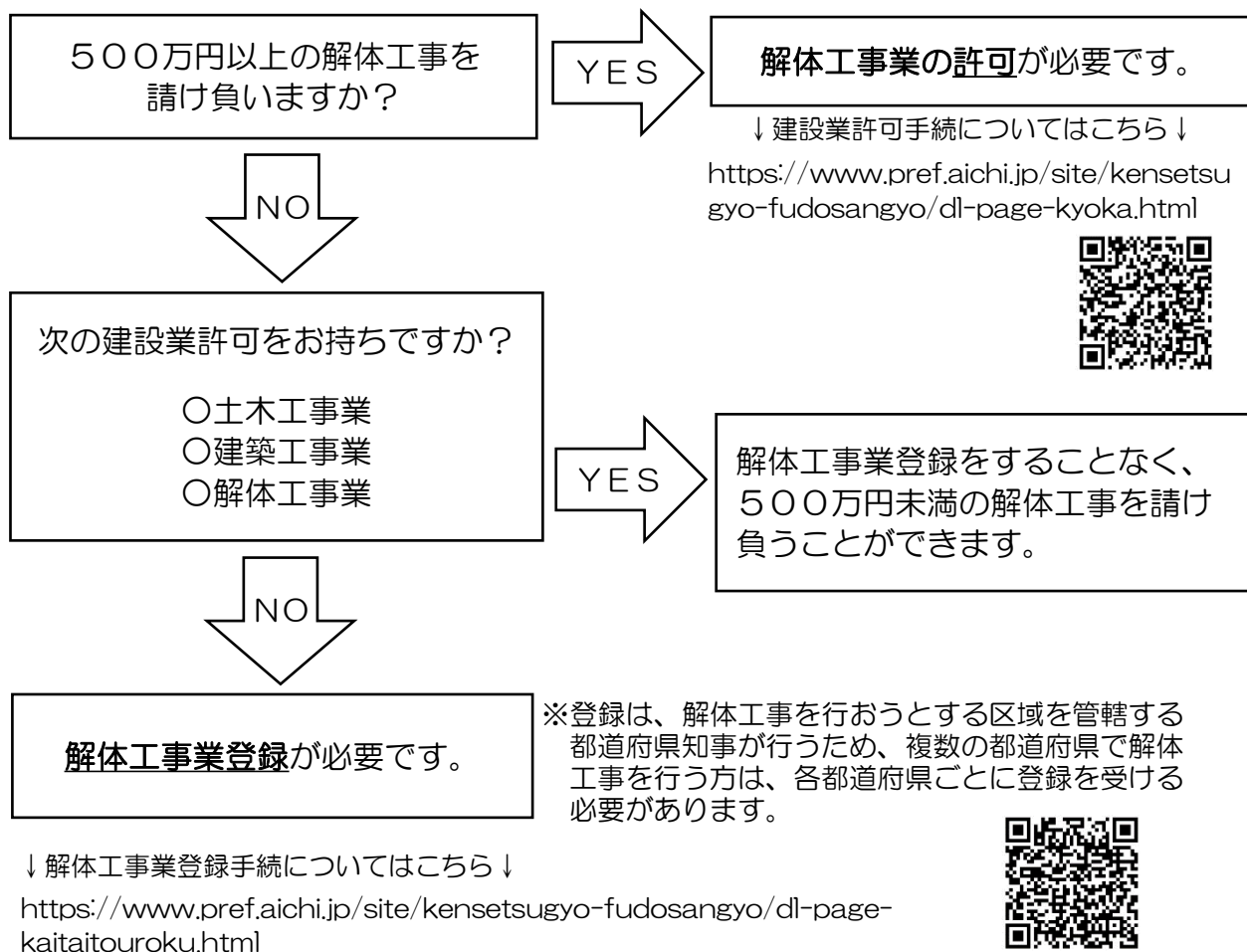
詳しくは建設業・不動産業のWebサイトからダウンロードできる「経営事項審査申請等の手引」を参照してください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/dl-page-keishin.html>



建築物等の解体工事の実施には 建設業許可または解体工事業登録が必要です

『土木工事業』、『建築工事業』、『解体工事業』の建設業許可を持たずに、家屋等の建築物、その他の工作物等を解体する工事（解体工事）業を営もうとする場合は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の規定による『解体工事業登録』を受ける必要があります。



愛知県知事建設業許可業者名簿及び 愛知県解体工事業登録業者名簿について

愛知県知事建設業許可業者名簿及び愛知県解体工事業登録業者名簿を建設業・不動産業のWebサイトに掲載しております。

☆愛知県知事建設業許可業者名簿（2023（令和5）年2月3日作成）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/0000047962.html>

☆愛知県解体工事業登録業者名簿（2022（令和4）年12月末現在）

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kaitaimeibo.html>



2022（令和4）年度建設業講習会の動画を掲載しました

愛知県知事許可を受けた建設業者の方を対象に、2022（令和4）年10月及び11月に2022（令和4）年度建設業講習会を開催しました。

講習会の資料を建設業・不動産業室Webサイトに掲載するとともに、講習動画をYoutubeチャンネルに掲載しております。

以下のURLまたはQRコードからアクセスできますので是非ご覧ください。

● 「建設業許可について」

許可申請における注意事項など（約14分）

<https://youtu.be/mwbx2vqY-Fg>



● 「経営事項審査について」

経審の注意事項・改正点など（約22分）

<https://youtu.be/QMwShiAGelQ>



● 「労働安全衛生法令の遵守について」

労働災害の防止について（約11分）

<https://youtu.be/ZqkL7arFkDk>



● 「適正な請負代金の設定及び 適正な工期の確保について」（約28分）

<https://youtu.be/GN765duX508>



★ 講習会の資料については今回、動画掲載をしていないものも含めて建設業・不動産業室のWebサイトに掲載しています。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/kensetsugyo-kousyuukai2022.html>



2023（令和5）年3月31日基準日 住宅瑕疵担保履行法の届出手続について

「住宅瑕疵担保履行法」に基づき、新築住宅を引き渡した事業者は、毎年3月31日の基準日ごとに、資力確保措置状況についての届出を行うことが必要です。

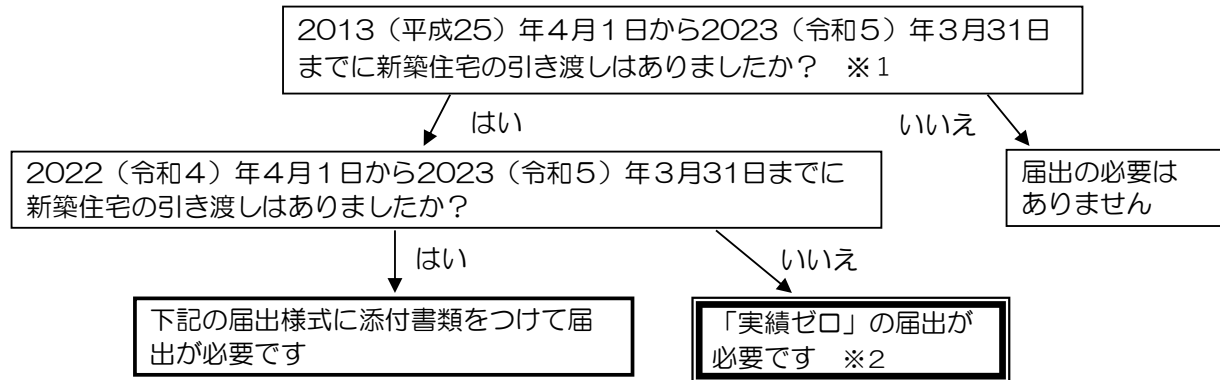
2023（令和5）年3月31日の基準日の届出期間は、4月3日（月）から4月21日（金）【必着】までです。

愛知県知事の許可・免許を受けている建設業者・宅地建物取引業者の方は、愛知県へ届出をしてください。

新築住宅を引き渡した建設業者や宅地建物取引業者が「保険加入」及び「供託」の資力確保措置をしていない場合や、行政庁へ資力確保措置状況の届出書を提出していない場合は、監督処分や罰則の適用対象となります。

また、届出書の提出をせず基準日の翌日から起算して50日を経過した日以後は、新たな請負契約や売買契約ができなくなり、それに違反した場合にも、監督処分や罰則の適用対象となります。

1 届出が必要な方



※1…2013（平成25）年3月31日以前に新築住宅の引き渡しがあり、2013（平成25）年4月1日以降に新築住宅の引き渡しが全くない場合は、届出の必要はありません。

※2…「実績ゼロ」の場合は、保険法人から送付される保険契約締結証明書を添付する必要はありません。「届出様式」のみを提出してください。

2 届出書類（保険の場合）※供託の場合はご相談ください。

区分	届出様式	添付書類
建設業者	第一号様式	保険会社から郵送される下記の書類 ・保険契約締結証明書 ・保険契約締結証明書【明細】（記入箇所あり）
宅地建物取引業者	第七号様式	※引き渡し実績がない場合は、添付書類は必要ありません。 ※関係様式への押印は不要です。

※ 届出書様式は当課のWebページからダウンロードできます。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/0000030384.html>



3 提出方法

郵送（必着）または窓口へ持参してください。

なお、郵送の場合は、「住宅瑕疵担保履行法届出書在中」と朱書きで記載していただき、簡易書留等の確実に到着する方法をお願いします。

【ご提出とお問い合わせ先】

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室（愛知県自治センター2階）
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2
電話 052-954-6589（ダイヤルイン）

2023（令和5）年度技術検定試験のご案内

建設工事の大規模化、技術水準の向上、工事施工の複雑化等に対処して、工事の適正な施工を確保するとともに、施工水準の向上を図るため、建設業法では技術検定制度を設けています。2023（令和5）年度の技術検定は次のとおり予定されています。

種 目	申 込 受 付 期 間	実 施 日	実 施 機 関 (指 定 試 験 機 関)
1・2級土木施工 管理技術検定試験	1級(第1次・第2次検定)、 (第1次検定のみ)及び(第2次検定のみ) 2023(令和5)年3月17日～3月31日(受付終了) 2級(第1次検定のみ(前期)(種別:土木のみ)) 2023(令和5)年3月1日～3月15日(受付終了) 2級(第1次・第2次検定)、 (第1次検定のみ(後期))及び(第2次検定のみ) 2023(令和5)年7月5日～7月19日	1級(第1次検定) 2023(令和5)年7月2日 1級(第2次検定) 2023(令和5)年10月1日 2級(第1次検定(前期)(種別:土木のみ)) 2023(令和5)年6月4日 2級(第1次・第2次検定)、 (第1次検定(後期))及び(第2次検定) 2023(令和5)年10月22日	一般財団法人 全国建設研修センター 〒187-8540 東京都小平市喜平町 2-1-2 土木試験課 TEL042-300-6860 管工事試験課 TEL042-300-6855 造園試験課 TEL042-300-6866
1・2級管工事施工 管理技術検定試験	1級(第1次・第2次検定) (第1次検定のみ)及び(第2次検定のみ) 2023(令和5)年5月8日～5月22日	1級(第1次検定) 2023(令和5)年9月3日 1級(第2次検定) 2023(令和5)年12月3日	電気通信工事試験課 TEL042-300-0205
1・2級造園施工 管理技術検定試験	2級(第1次検定のみ(前期)) 2023(令和5)年3月1日～3月15日(受付終了)	2級(第1次検定(前期)) 2023(令和5)年6月4日	https://www.jctc.jp/ 
1・2級 電気通信工事施工 管理技術検定試験	2級(第1次・第2次検定)、 (第1次検定のみ(後期))及び(第2次検定のみ) 2023(令和5)年7月11日～7月25日	2級(第1次・第2次検定)、(第1次検定のみ(後期)) 及び(第2次検定のみ) 2023(令和5)年11月19日	
1・2級建築施工 管理技術検定試験	1級(第1次・第2次検定) (第1次検定のみ)及び(第2次検定のみ) 2級(第1次検定のみ(前期)) 【インターネット・書面申込】 2023(令和5)年1月27日～2月10日(受付終了)	1級(第1次検定) 2023(令和5)年6月11日 1級(第2次検定) 2023(令和5)年10月15日	一般財団法人 建設業振興基金 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル 2号館6階
1・2級電気工事施工 管理技術検定試験	2級(第1次・第2次検定)、(第2次検定のみ)及び (第1次検定のみ(後期)) 【インターネット申込】 2023(令和5)年6月30日～7月28日 【書面申込】 2023(令和5)年7月14日～7月28日 ※インターネット申込は、再受験者(「1次のみ」試験 申込者を除く)の方が申し込みできます	2級(第1次検定(前期)) 2023(令和5)年6月11日 2級(第1次・第2次検定)、(第2次検定)及び (第1次検定(後期)) 2023(令和5)年11月12日	試験研修本部 TEL03-5473-1581 経理試験課 TEL03-5473-4581 https://www.kensetsu- kikin.or.jp/
1～4級建設業 経理検定試験	(※2023年度検定試験等の日程は、今後、実施機関のWebサイトに公表予定です。)		
1・2級建設機械施工 管理技術検定試験	1級(第1次・第2次検定)、(第1次検定のみ)及び (第2次検定のみ) 2級(第1次・第2次検定)、 (第1次検定のみ)及び(第2次検定のみ) 2023(令和5)年2月15日～3月31日(受付終了)	1級(第1次検定)、(第2次検定(筆記)) 2級(第1次検定)、(第2次検定(筆記)) 2023(令和5)年6月18日 1級(第2次検定(実技)) 2級(第2次検定(実技)) 2023(令和5)年8月下旬～9月中旬	一般社団法人 日本建設機械施工協会 〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館内 試験部 TEL03-3433-1575 https://jcmnet- shiken.jp/ 

※ 申込受付期間及び実施日は予定ですので、変更される場合もあります。

※ 詳細は、各実施機関へお問い合わせください。

労働災害の撲滅に向け、取組の強化・充実をお願いします

○ 愛知県内の建設業においては、2022（令和4）年に676件（うち死亡者12名）（2月末速報値）の労働災害が発生しており、その約4分の1超が墜落・転落によるものとなっています。

＜主な死亡災害例＞

- ・固定されていない床材を踏み抜き、高所から墜落し死亡した。
- ・ブレーキがかけられていない高所作業車が後退し、高所作業車と電柱の間に挟まれ死亡した。

- 本県では、県内の建設現場で働く人たちの安全と健康を確保するとともに、処遇の改善と地位の向上を図ることを目的として、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する愛知県計画」を策定し、その推進に取り組んでいます。
- 労働災害の撲滅に向けては、地域一丸となった取組が必要不可欠ですので、建設業者をはじめ関係機関のみなさまのご理解・ご協力をお願いします。

1 働き方改革につながる制度や環境づくり

- ◇適切な安全経費の積算や工期の設定
- ◇週休2日制工事の導入
- ◇i-Construction（ICT活用工事）の導入 など

2 建設工事現場における安全対策

- ◇建設工事現場の安全性の点検等
- ◇墜落・転落災害防止対策の充実・強化
- ◇外国人労働者の労働災害防止対策の推進
- ◇一人親方等の安全及び健康への配慮 など

3 従業員の意識啓発や安全衛生教育

- ◇安全及び健康に関する意識の啓発
- ◇労働安全衛生等の講習の実施
- ◇メンタルヘルスケアの充実 など

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する愛知県計画について詳しくはコチラ
建設業・不動産業室Webサイト（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/keikaku.html>）



労働災害の撲滅と法令遵守について

- 当県では建設業法や他の法令に違反する行為などの不正行為を行った建設業者に対し、建設業法の規定に基づき監督処分を行っています。監督処分には許可の取消処分、営業停止処分、指示処分の3種類があります。当県における近年の監督処分の状況については下表のとおりですが、労働災害に起因するものが多くみられます。上記の「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する愛知県計画」などを参考にいただき、労働災害の撲滅を目指すとともに法令遵守に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

	2022年度	2021年度	2020年度
取消処分	6	5	3
営業停止処分	1	1	2
指示処分	3	4	6

（単位：件/2023(令和5)年3月時点）

なお、うち指示処分については、すべてが労働災害による労働安全衛生法違反を理由とし、またすべてが作業員の墜落・転落によるものでした。

【お問い合わせ先】

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室（愛知県自治センター2階）
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2
電話052-954-6502

工事現場に配置する技術者の要件が緩和されました

2022（令和4）年11月18日に「建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）」が公布され、工事現場に配置する技術者の要件が緩和されました。またこれを受けて「監理技術者制度運用マニュアル」の一部が改正されました。

○主な内容（2023(令和5)年1月1日施行）

1 金額要件の見直し

※（）内は建築一式工事の場合

	改正前	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限	4,000万円 (6,000万円)	4,500万円 (7,000万円)
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	3,500万円 (7,000万円)	4,000万円 (8,000万円)
特定専門工事の下請代金額の上限	3,500万円	4,000万円

2 同一工事と見なせる範囲の合理化

・同一工作物の関連工事を別の監理技術者等が管理することは非合理的な場合もあるため、「随意契約」の場合でなくても、同一の建築物または連続する工作物に関する工事において、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た場合については、同一の監理技術者等による監理を認めることとする。

3 技術者途中交代の条件の見直し

・働き方改革、建設現場の環境改善等の促進や、建設業への入職促進・定着の観点から、監理技術者等が合理的な範囲で柔軟に交代することを可能とするため、工事請負契約において、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について書面その他の方法により発注者と合意がなされている場合は、監理技術者等の途中交代を可能とする。

4 その他

- ・営業所における専任の技術者、監理技術者等が職務に従事するにあたり、テレワークの扱いを明記。
- ・施工体系図及び標識の掲示に関して、一定の要件を満たす場合、デジタルサイネージ等ICT機器の活用が可能である旨を明記。

○今後の施行予定

■技術検定制度の見直し（2024(令和6)年4月1日施行）

詳しくは、国土交通省のWebサイトをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00147.html



無許可業者との下請契約は建設業法違反です

建設業を営む方は、軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする方を除き、**建設業法第3条に基づき、建設業の許可を受けなければなりません。**

軽微な建設工事（建設業法施行令第1条の2）とは、
○建築一式工事以外は、1件の請負代金の額が500万円未満の工事
○建築一式工事の場合は、1件の請負代金の額が1,500万円未満の工事又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事（いずれか一方の要件を満たしていれば軽微な建設工事となる）

◎許可を受けていない業者と下請契約を結んだ建設業者も建設業法違反です！

上記の規定に違反して建設業の許可を受けずに建設業を営む方と下請契約を締結した建設業者の方も、建設業法に基づく監督処分の対象となりますので、**下請契約（軽微な工事を除く。）を締結する場合は、契約相手の建設業を営む方が、必要な業種の建設業許可を取得しているか確認する必要があります。**

違反行為の発生原因

○建設業許可の確認不足

- ・以前に建設業許可を確認していたが、請負契約を締結する前に建設業許可を確認しなかった。
- ・建設業許可を受けていることは確認していたが、必要な業種の許可を確認しなかった。

○建設業法の認識不足

- ・当初の請負契約が、（支給材料や機器代金等を含まず）施工部分のみが、消費税抜きで、500万円未満であれば建設業許可は不要と誤認していた。

○請負代金の確認不足

- ・当初の下請契約の請負代金は500万円未満であったが、増額の変更契約により500万円以上になってしまった。

◎無許可業者と下請契約を締結しないためには！

○建設工事の下請契約を締結する際は、その都度、下請業者の建設業許可を確認することが必要です。

下請業者が、必要な業種の建設業許可を受けているか、許可は有効期限内か、下請契約を締結する営業所は当該業種の許可を受けているか（必要な届出をしているか）を確認しなければなりません。

○無許可業者と下請契約をした場合は、増額となる変更契約が生じない（総額で500万円以上にならない）よう注意が必要です。

建設工事の適正な取引について

建設業は、地域のインフラの整備やメンテナンス、災害が発生した際には最前線で応急復旧作業にあたるなど、地域社会の安心・安全の担い手として国民生活を支える大きな使命・役割が求められている産業です。

そのため、建設工事の請負契約の当事者双方が建設業や建設業法令遵守ガイドライン等で定められているルールを理解したうえで、契約手続きの各過程でそのルールを守り、適正な取引を推進していく必要があります。

～こんな取引条件に要注意！！～

- 1 不明確な見積条件や見積提出期限が短くありませんか？
- 2 口頭契約や契約書交付が着工後になっていませんか？
- 3 契約工期が通常よりもかなり短い工期になっていませんか？
- 4 契約金額が協議なく一方的に決められていませんか？
- 5 やり直し工事費用を一方的に押しつけられていませんか？
- 6 支払期日が守られていますか？
- 7 協議もなく一方的に支払代金を差し引かれていませんか？
- 8 割引困難な長期手形で支払われていませんか？
- 9 価格転嫁・工期変更は認められていますか？
- 10 不利益な取扱いはされていませんか？

不当に低い請負代金や、著しく短い工期は建設業法違反となります。
(建設業法第19条の3、第19条の5)

～各種相談窓口～

国土交通省や愛知県では、建設業に関する以下の各種相談窓口等を設けております。

○建設業フォローアップ相談ダイヤル（国土交通省）

(受付時間)

10：00～12：00、13：30～17：00（土日、祝日、閉庁日を除く）

(問い合わせ先)

TEL：0570-004976

メール：hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp

○駆け込みホットラインー建設業法違反通報窓口ー（国土交通省）

(受付時間)

10：00～12：00、13：30～17：00（土日、祝日、閉庁日を除く）

(問い合わせ先)

TEL：0570-018-240 FAX：0570-018-241

メール：hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

○建設工事・不動産取引紛争相談（愛知県民相談・情報センター）

建設工事の請負契約に係る注文者と請負者間の紛争並びに、不動産取引に係る売買及び賃貸の紛争について、弁護士、建築士の専門家による無料の紛争相談ができます。

(相談時間)

毎週水曜日13：00～16：00（予約制）

(予約・問い合わせ先)

TEL：052-962-5100 FAX：052-972-6001

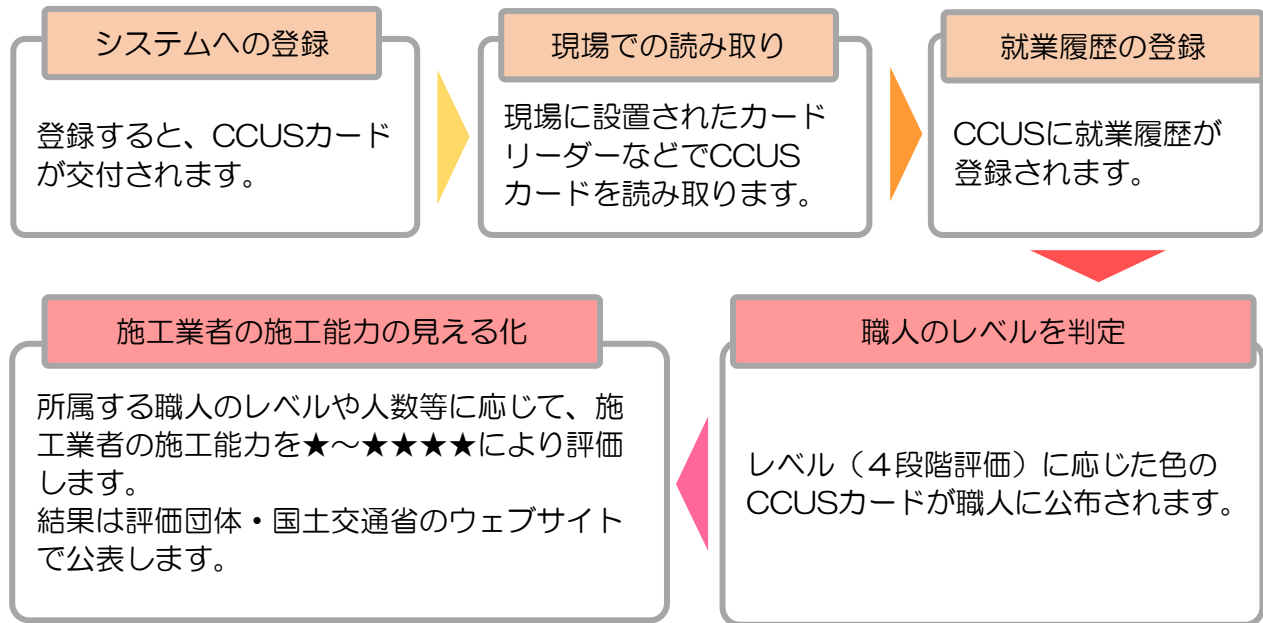
詳しくは、国土交通省Webサイトより、「建設企業のための適正取引ハンドブック」をご覧ください。



建設キャリアアップシステムについて

建設キャリアアップシステム（CCUS）は、技能者ひとり一人の就業実績や資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場作業の効率化などにつなげるシステムです。

●CCUSの仕組み



●CCUSのメリットは？

1. 技能者のメリット

- ① CCUS情報を活用した能力評価と、レベルごとの年収目安の明確化による、賃金水準の相場感の形成、引き上げ/ダンピング防止。
- ② 現場や勤務先が変わっても、自らの能力を客観的に証明可能に。
- ③ カードリーダータッチで日々310円の建退共掛金を積み立て（元請が一括して掛金支払い）。

2. 下請業者側から見たメリット

- ① 自社が雇用する技能者の数や保有資格、社会保険加入状況等が明らかになり、取引先からの信頼が得やすくなる（二企業の実力の見える化）。
- ② 技能者の能力評価と連動した専門工事企業の施工能力等の見える化（4段階評価）も令和3年度から開始。
- ③ 出面管理のIT化、賃金や代金支払いの根拠が明確に。

3. 元請や上位下請から見たメリット

- ① 初めて仕事する下請業者の実力や技能者の資格等(*)の確認ができ、施工の安心感につながる。
*社会保険加入状況や安全衛生資格保有の有無、一人親方の労災特別加入状況。
- ② PCで作業の進捗状況の確認や下請への支払いの適正化などの現場管理の効率化。
- ③ 施工体制台帳、作業員名簿の作成、建退共の証紙受払・貼付等の作業の簡素化、ペーパーレス化。
- ④ 増える外国人労働者の資格等の確認が容易に。

建設キャリアアップシステムウェブサイト
申請方法や最新情報のチェックはこちらから



<https://www.ccus.jp/>

2023（令和5）年4月より原則発注者指定型の週休2日制工事になります（土木工事）

週休2日のとれる現場環境整備のため、2023（令和5）年4月より、**建設局、都市・交通局の発注する土木工事**においては、原則発注者指定型の週休2日制工事として発注します。これにより、完全週休2日制・週休2日制工事実施要領を一部改正しました。

【改正のポイント】

①一部の対象外工事を除き、**原則発注者指定型の週休2日制工事として発注**します。

〔 〔完全週休2日〕 or 〔週休2日（休工日を土日に限らない）〕 は受注後に選択 〕

②完全週休2日制工事における工事成績評定の基準が変わります。完全週休2日に取組みやすくなりました！

〔 2022（令和4）年度まで：完全週休2日取得率が**90%以上**
↓
2023（令和5）年度以降：完全週休2日取得率が**70%以上**かつ休日取得率が**28.5%**（2/7以上） 〕

③取組証の発行を希望する際は、**申し出が必要**となります。 ※工事完了までに監督員へ申し出てください。

★週休2日制工事の詳しい取組方法や実施要領は、下記URLよりご確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/syukyuhutuka.html>



建設キャリアアップシステムの活用に関する評価基準について

建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の活用に関する評価基準を下記のとおり定め、工事成績評定において評価することとしました。対象工事を受注された場合は、**積極的な活用をお願いします。**

【対象工事】2023（令和5）年4月以降に契約する、**建設局、都市・交通局の発注する工事**
（工事成績評定のない工事は除く）

※工事成績評定表の「5.創意工夫」において加点

評価対象項目	判断基準	配点
①事業者登録	元請のみ（下請の登録は求めない）	1点
②CCUS活用の申し出	工事着手までに工事打合せ簿により提出	2点
③技能者登録	1名以上	
④現場登録（管理者ID（現場管理者）登録）	当該現場の登録	
⑤現場へのカードリーダー設置	利用状況が確認できること （利用回数は問わない）	

★CCUS評価基準や実施状況の確認方法等は、下記URLよりご確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/ccushyoukakizyun.html>

★**建築局の発注する工事**は、下記URLよりご確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html>



【お問い合わせ先】

愛知県建設局土木部建設企画課

調整第一G（愛知県本庁舎6階）

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

電話052-954-6506

～YouTubeはじめました。～
県内のプロジェクト紹介や現場記録映像をUPしています！



YOUTUBE

愛知県庁・土木[公式]



☆CCUS登録等に関しては、下記URLよりご確認ください。

<https://www.ccus.jp>

〔建設キャリアアップシステム専用サイト（一財）建設業振興基金〕



2023（令和5）年度 ICT活用工事の取り組みについて

愛知県建設局及び都市・交通局では、建設現場の生産性向上を図るため2016（平成28）年度からICT活用工事に取り組んでいます。

2023（令和5）年度から、更なる普及拡大に向けて以下のとおり制度を改定します。

1 ICT活用工事の対象工種の追加

「土工1,000m³未満」、「小規模土工」、「構造物工（橋脚・橋台）」、「基礎工」、「擁壁工」を受注者希望型での実施対象工種に追加します。

2 港湾工事における「ICT活用工事取組証」の発行

港湾工事において「ICTを活用した施工」を実施した場合に「ICT活用工事取組証」を新たに発行します。

なお、上記1と2について、詳しくは建設企画課Webページに掲載するICT活用工事の各実施要領などをご確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/i-con-sekou.html>



【お問い合わせ先】

愛知県建設局土木部建設企画課（愛知県本庁舎6階）

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

電話052-954-6507

優秀施工者愛知県知事表彰について

本県では、「ものづくり」に携わっている方の誇りと意欲を増進させ、建設現場で働く人々の社会的評価・地位の向上を図るため、現に工事現場において施工に携わっている優れた技能労働者を対象として、優秀施工者愛知県知事表彰を実施しています。

2022（令和4）年度は、次の20名の方々が第30回優秀施工者愛知県知事表彰を受賞され、2022（令和4）年10月28日に表彰式典が行われました。

●受賞された方々（〔 〕内は所属会社 順不同・敬称略）

深澤 洋史〔矢作建設工業（株）〕	由川 研〔有 猿投観葉〕
林田 昇士〔水野建設（株）〕	西尾 和典〔株 中村工業〕
石川 公孝〔山旺建設（株）〕	太田 重徳〔角 文（株）〕
守屋 和彦〔中部土木（株）〕	小寺 博之〔株 トーエネック〕
長谷川 幹和〔株 クサカ〕	大崎 俊彦〔総合エンジニアリング（株）〕
大柿 信之〔正木建設（株）〕	姥 敏行〔株 村瀬業務店〕
濱田 顕〔安山建設（株）〕	上田 晃正〔瀧上工業（株）〕
石丸 由彦〔株 シーテック〕	近藤 光信〔高橋電気工事（株）〕
原 和将〔城東電機（株）〕	大畑 和也〔株 吉重組〕
加藤 和伯〔株 庭正造園〕	永田 真一〔東海興業（株）〕



建設工事統計調査関係者表彰について

建設工事統計調査の実施に関し、統計調査事務の能率増進と統計従事者の士気高揚を図ることを目的として、長年、調査対象事業所として調査にご協力いただき、その功績が顕著な団体に対し、国土交通大臣より感謝状が授与されました。

受賞された事業所
～愛知県調査対象事業所分～

三基工業株式会社
(刈谷市・愛知県知事許可業者)

電子システム株式会社
(名古屋市・国土交通大臣許可業者)

三河商事株式会社
(豊田市・愛知県知事許可業者)

※五十音順

2022（令和4）年度は、受注動態統計調査につきましては約500社、施工統計調査につきましては約4,500社の事業所の方々にご協力をいただきました。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

2023（令和5）年度も引き続き、国土交通省の建設工事受注動態統計調査・建設工事施工統計調査が実施されます。調査結果は、建設活動の動向分析、建設行政等において貴重な資料として活用させていただきます。

本調査は建設業者の活動実態を把握することを目的とした調査のため、この調査をお願いすることとなった事業所の方々におかれましては、統計法上報告していただくことが義務となっております（統計法第13条、第15条及び第61条）。また、本調査は統計法による基幹統計調査のためご提出いただいた情報は固く保護されます。

調査対象となられた事業所の方々には、お忙しい中ご負担をおかけしますが、調査にご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

宅地や建物の適正な取引及び広告について

(宅地建物の取引には免許が必要です)

宅地や建物の取引を業として行う(宅地建物取引業)には、宅地建物取引業法(以下「法」という。)を遵守し、適正な取引を行わなければなりません。

1 無免許営業の禁止について

宅地建物取引業を営むには宅地建物取引業の免許が必要です(法第3条第1項)。免許を受けないで宅地建物取引業を営むことは禁止されています(法第12条第1項)。

また、免許を持たない者が、ホームページや新聞折り込みチラシなどの広告により、宅地を分譲する旨や、住宅の売買の媒介(仲介)をする旨を表示することも禁止されています(法第12条第2項)。

2 誇大広告等の禁止について

宅地建物取引業者が行う広告については、誇大広告等の禁止(法第32条)などの法律による規制のほかに、「不動産の表示に関する公正競争規約」及び「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」により必要な表示事項などが定められています。

3 おとり広告等の禁止について

顧客を集めるために売る意思のない物件を広告し、実際は他の物件を販売しようとする、いわゆる「おとり広告」及び実在しない物件等の「虚偽広告」は、法第32条、「不当景品類及び不当表示防止法」及び「不動産の表示に関する公正競争規約」により禁止されています。

【お問い合わせ先】

公正競争規約について

…東海不動産公正取引協議会(愛知県不動産会館)

電話052-529-3300

不動産業グループからのお知らせ

○ 「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」について

免許申請書に記載した事項に変更があった場合には、変更が生じた日から「30日以内」に、変更届出書の提出が必要です。

詳しくは建設業・不動産業室のWebサイトをご覧ください。

- ◆宅地建物取引業免許 変更の届出について
(建設業・不動産業室Webページ)

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/henko.html>



○ 「専任の宅地建物取引士」の専任性について

宅建業者は、宅地建物取引業を営む事務所に常勤し（常勤性）、専ら宅地建物取引業に従事する（専従性）ことが求められる専任の宅地建物取引士を設置する必要があります（宅地建物取引業法第31条の3）。

社会通念上における営業時間に宅建業者の事務所に勤務することができない場合には、専任の宅地建物取引士に就任することはできません。

- ◆「専任」に当たらない例
 - ①他の法人の代表取締役や代表者、常勤役員を兼任している場合
 - ②会社員や公務員のように他の職業に従事している場合
 - ③勤務時間が営業時間の一部に限定された非常勤職員・パートタイム職員の場合など。

○ 空き家（空き部屋）を利用した犯罪について

詐欺金や不正薬物の送付先に空き家（空き部屋）が利用されるケースが後を絶たず、警察庁及び財務省より、特殊詐欺、不正薬物の密輸等の犯罪の取締りや被害防止に関する協力依頼がありました。

以下Webサイトに掲載されたリーフレットを参考に、空き家（空き部屋）対策をお願いします。

- ◆空き家（空き部屋）対策のお願い
(建設業・不動産業室Webページ)

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/takken-oshirase-akiya.html>



【お問い合わせ先】

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課 建設業・不動産業室 不動産業グループ
(愛知県自治センター3階)

電話052-954-6582 (免許担当)

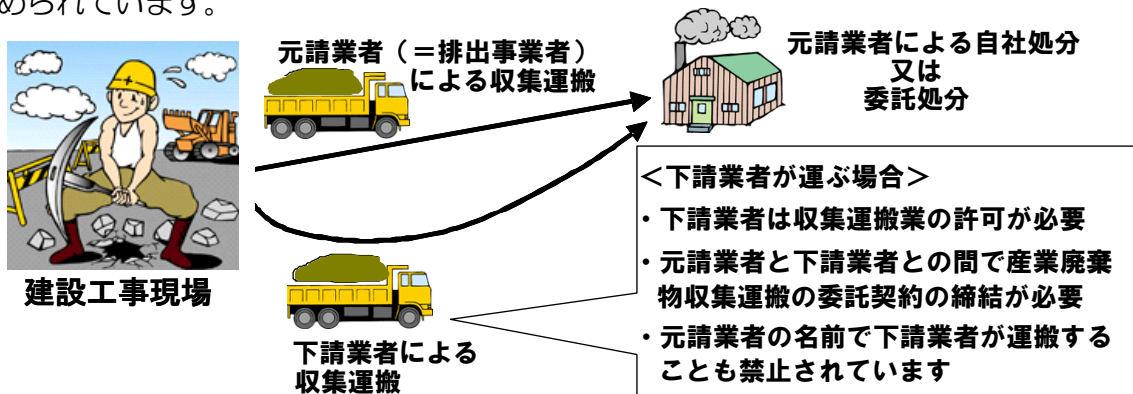
052-954-6583 (指導担当)

建設系産業廃棄物排出事業者のみなさまへ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」といいます。）では、建設工事（解体工事も含みます。）の注文者から直接建設工事を請け負った元請業者が排出事業者であると定められています。 ※一部例外規定があります。

1 建設工事に伴い生じる廃棄物の処理責任など （法第21条の3第1項） （法第12条第5項及び第6項）

- 元請業者は、建設工事に伴い生じる廃棄物について、自らが適正に処理を行うか、**委託基準**に従って産業廃棄物処理業者に処理（運搬及び処分）を委託しなければなりません。
- 委託基準**では、委託する産業廃棄物の処理が下請業者（受託者）が有する産業廃棄物処理業の許可の範囲に含まれていることや、両者の間で書面で契約を結ばなければならないことなどが定められています。



★下請業者が廃棄物の処理を含む工事一式を受注した場合★

いわゆる工事契約の丸投げ（一括下請負）が行われた場合、下請業者に廃棄物の処分を含めた処理が委託されたと見なされます。下請業者が必要な許可を持たなかった場合は、**受託禁止違反**や**無許可営業**等に該当します。元請業者も委託基準違反として責任を問われます。

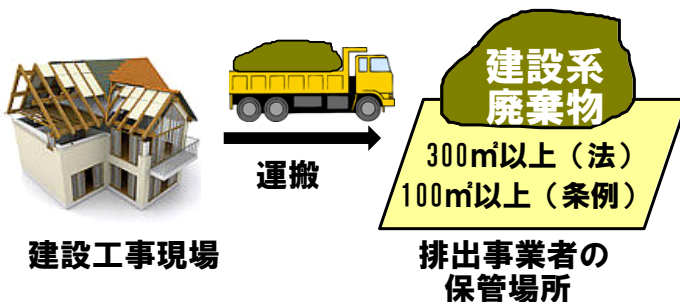
2 排出事業場外での自社保管及び事前届出制度 （法第12条第1項及び第3項）

排出事業者が建設系産業廃棄物を排出事業場（建設工事現場）外で保管する場合（保管場所の面積が300㎡以上の場合に限ります。）は、法に基づく事前届出が必要です。

さらに本県では、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例において、面積100㎡以上の屋外の場所で建設系産業廃棄物又は廃タイヤを保管しようとする事業者に届出を義務付けています。

また、産業廃棄物を排出事業場外で保管する場合は、**産業廃棄物処理基準**に従い、生活環境の保全上支障のないように保管しなければなりません。 ※排出事業場には保管基準が適用されます。

なお、積替え保管を含む収集運搬業の許可を有する下請業者と委託契約を締結した場合を除き、下請業者の保管場所に保管することはできません。



保管場所	排出事業場 （建設工事現場）	排出事業場外
適用される基準	産業廃棄物保管基準	産業廃棄物処理基準
基準の概要	<ul style="list-style-type: none"> 周囲に囲いの設置（荷重がかかる場合は、構造耐力上安全であること） 見やすい場所に必要事項を記載した掲示板の設置 飛散、流出、地下浸透、悪臭の防止 高さ制限（50%勾配を超えない） ねずみ、害虫の発生の防止 	など
保管上限 など	—	・一日平均搬出量の7倍 など

3 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の運用

(法第12条の3他)

- ・排出事業者(元請業者)は、産業廃棄物の引き渡し時に収集運搬業者に対し産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければなりません。
- ・排出事業者は、下請業者(収集運搬業者や処分業者)から処理を完了した年月日を記載したマニフェストの写しを受け取り、適正に処理が行われたことを確認するとともに、当該マニフェストを5年間保存しなければなりません。

建設工事に伴い生ずる廃棄物の下請負人による運搬に関する特例(*)により下請業者が自ら運搬する場合であっても、廃棄物処理業者に搬入する場合は、排出事業者からのマニフェストの交付は必要です。なお、この場合は下請け業者にはマニフェストの写しの保管義務はありません。

*改築(リフォーム等)、瑕疵の補修に関する工事であって請負金額が500万円以内、一回の運搬が1m以下、元請業者の保管場所や処分場へ直行等であって請負契約において書面で明確になっているもの(法第21条の3第3項)

廃棄物の不法投棄について(法第16条)

【何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。】

- ・不法投棄は、法によって厳しく規制されています。違反した場合は次の処罰を受けます。
- ・不法投棄を行う目的で廃棄物を収集運搬した者や未遂の者も処罰の対象です。

不法投棄を行った者
5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されます。

法人の場合
3億円以下の罰金が科せられます。
※法人等の従業者等が当該法人等の業務に係る違反行為を行った場合には、法人等に対しても罰金刑が科されません。

※産業廃棄物の処理を委託した下請業者が不法投棄を行った場合は、排出事業者(元請業者)にも罰則が科せられることがあります。

下請業者は産業廃棄物処理業の許可がない場合は、排出事業者から産業廃棄物の処理を受託してはいけません。

また、排出事業者は、下請業者に産業廃棄物の処理をさせるときは、必要な許可を受けた下請業者と事前に産業廃棄物処理を書面で委託契約しなければなりません。

〈瓦くずの不法投棄〉



〈土砂混じり産業廃棄物の不法投棄〉

不法投棄は、社会通念上許されない重大な犯罪です。

【お問い合わせ先】

愛知県環境局資源循環推進課廃棄物監視指導室監視グループ(愛知県西庁舎6階)

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

電話052-954-6238

女性の活躍に取り組む企業等を応援します

「あいち女性輝きカンパニー」の認証

女性の活躍に向け、トップの意識表明や採用拡大、職域拡大、育成、管理職登用のほか、ワーク・ライフ・バランスの推進や働きながら育児・介護ができる環境づくりなどの取組を行っている企業等を「あいち女性輝きカンパニー」として県が認証します。

【対象】

愛知県内に本社または事業所を置く企業・団体等（国及び地方公共団体を除く。）

【認証基準】

- 「女性の活躍促進宣言」を県に提出していること。
- 「女性の活躍企業確認シート」に掲げる取組項目のうち、所定の項目数の取組を実施していること等。

宣言の詳細についてはこちら



【申請方法】

認証申請書に必要事項を記載し、添付資料を添えて申請してください。

なお、認証申請書は、あいち女性の活躍促進応援サイトに掲載しています。



【申請から認証までの流れ】

原則として、毎月1日から月末に受け付けた申請について、審査のうえ、翌々月1日付けの認証書を交付します。

【メリット】

- 企業のイメージアップにつながります。
（認証ロゴマークを自社商品や広告、名刺、会社案内等に活用し、貴社をアピールして下さい。）
- 認証企業は県がPRします。
- 愛知県の公契約に係る入札等において、社会的価値を有する企業として評価されます。
- 協賛金融機関における融資の金利優遇が受けられます。
また、愛知県中小企業融資制度（パワーアップ資金）の融資対象になります。
- 各種セミナーなどの情報を提供します。
- ウィルあいち（愛知県女性総合センター）の利用料が優遇されます。

「あいち女性輝きカンパニー」
認証ロゴマーク



【有効期間】

5年間（5年ごとに更新申請が必要です。）

女性の活躍促進コーディネーター派遣

企業等における女性の活躍促進に向けた取組を支援するため、アドバイスや情報提供を行うコーディネーターを派遣します。女性の活躍に取り組みたいが、具体的にどのように進めていけばよいのかわからない方など、積極的にご活用ください。

【費用】

無料

【派遣場所】

県内であれば、ご要望に応じどこへでも訪問します。（交通費も無料です。）

なお、相談等は、オンラインや愛知県庁の会議室で行うことも可能です。

【コーディネーター】

社会保険労務士、キャリアコンサルタント等



詳しくはこちらのQRコードからご覧ください。

【お問い合わせ先】

愛知県県民文化局男女共同参画推進課（西庁舎7階）

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

電話 052-954-6657

《名古屋国税局からののお知らせ》 消費税のインボイス制度について

2023（令和5）年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が開始されます。

本制度において、事業者の方は、買手として消費税の仕入税額控除を受けるために、原則として取引先事業者から交付を受けた「適格請求書（インボイス）」等の保存が必要であり、売手として「適格請求書（インボイス）」等を交付するためには、「適格請求書発行事業者」の登録を受ける必要があります。インボイス制度について、詳しくお知りになりたい方は、「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

なお、令和5年度税制改正の大綱において、インボイス制度に係る見直しが掲げられています。詳しくお知りになりたい方は、財務省ホームページをご覧ください。

このほか、持続化補助金及びIT導入補助金等のインボイス制度への対応に関する支援措置については、「インボイス制度への対応に取り組む皆様へ各種支援策のご案内（中小企業庁ホームページ）」をご覧ください。

○ インボイス制度特設サイト

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>



各税務署で開催するインボイス制度説明会の開催日程及びオンライン説明会については、こちらをご覧ください。

インボイス制度について解説しているほか、パンフレット等を掲載しています。



インボイス制度について解説した動画を掲載しています。

インボイス制度についてのQ&A及びよくあるお問合せなどを掲載しています。

○ 財務省ホームページ



https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm



○ インボイス制度への対応に取り組む皆様へ各種支援策のご案内（中小企業庁ホームページ）



https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r4/r4_invoice.pdf



○ インボイス制度に関するお問合せ先

インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

フリーダイヤル
0120-205-553（無料）
9:00～17:00（土日祝除く）

そのほか

- 補助金について
 - 独占禁止法、下請法等について
 - 経営に関することについて
- のご相談はこちらをご覧ください。



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023002-076.pdf>

※ 各リンクについては、予告なく変更・削除される場合があります。

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引き上げ

2023（令和5）年4月1日から、中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%に引き上げられました。

(2023（令和5）年3月31日まで)			(2023（令和5）年4月1日から)		
月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50%（2010年4月から適用） 中小企業は 25%			月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引き上げ		
	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕			1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超		60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%	中小企業	25%	50%

深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える時間外労働を深夜（22：00～5：00）の時間帯に行わせる場合、深夜労働割増賃金25%＋時間外割増賃金50%＝75%となります。

月60時間の時間外労働の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。

就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

「モデル就業規則」も参考にしてください。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/model/index.html

【お問い合わせ先】

愛知労働局労働基準部監督課

〒460-8507 名古屋市中区三の丸2-5-1（名古屋合同庁舎第2号館）

電話052-972-0253

建設業においても、2024（令和6）年4月1日より 時間外労働の上限規制が適用されます。

これまで、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限の基準（大臣告示）は適用除外とされていましたが、2024（令和6）年4月1日以降、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

また、臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできなくなります。

- ・ 時間外労働が年720時間以内
- ・ 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- ・ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1か月当たり80時間以内
- ・ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月まで

上記に違反した場合には、罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。

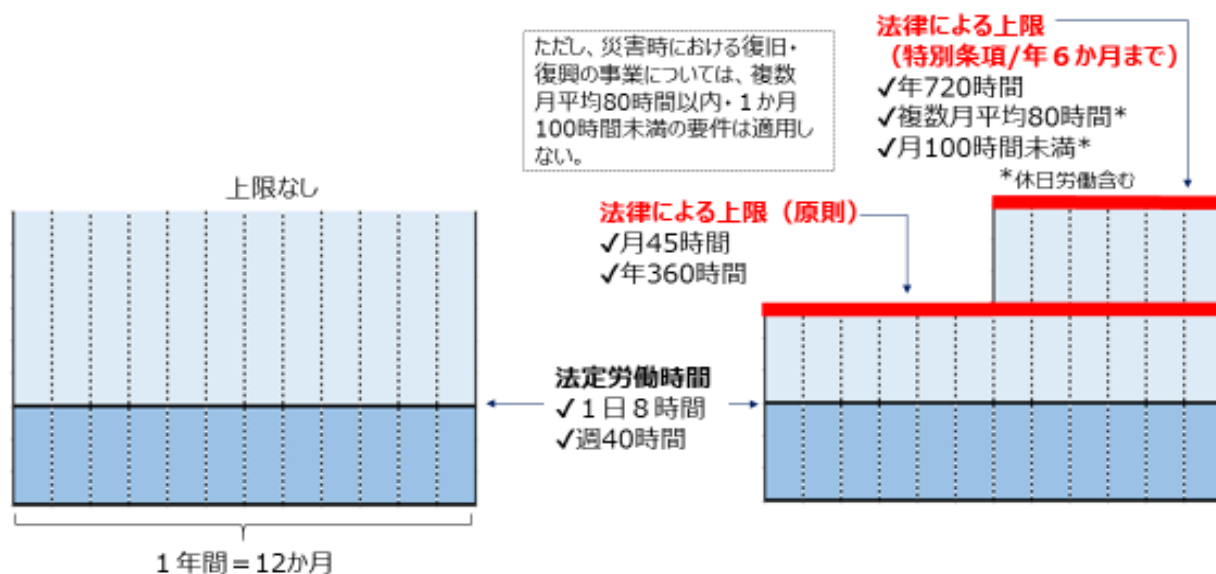
ただし、**災害時の復旧・復興の事業**に関しては、時間外労働と休日労働の合計について

- ・ 月100時間未満
- ・ 2～6か月平均80時間以内

この2つの規制は2024（令和6）年4月1日以降も適用されません。

（～令和6年3月31日）

（令和6年4月1日～）



- 詳しい情報、建設業の働き方改革の事例については、愛知労働局のYouTubeチャンネルをご覧ください。

- ・ 時間外労働の上限規制等改正労基法の説明
<https://youtu.be/WBs krpv3Gd0>



- ・ 事例紹介(2社)
<https://youtu.be/9 ETnMJVnJ7E>

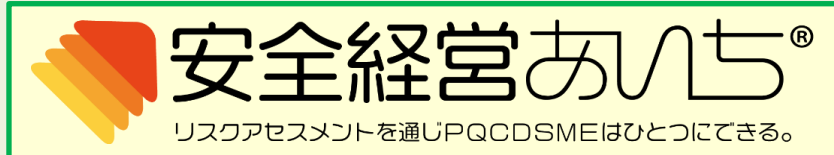


【お問い合わせ先】

愛知労働局労働基準部監督課
〒460-8507 名古屋市中区三の丸2-5-1（名古屋合同庁舎第2号館）
電話052-972-0253

「安全経営あいち[®]」の推進

- 経営にはP(生産性)、Q(品質)、C(原価)、D(納期)、S(安全)、M(士気)、E(環境)の7つ視点があり、これらはどれひとつも欠かすことはできず、逆にどれかひとつだけを重視することもできません。しかし「S(安全)」と他のPQCDMEは、必ず互いにトレードオフの関係となり両立できない、という根強い誤解があります。
- 愛知労働局では、リスクアセスメントを通じ、PQCDSEを並列かつ一体的にとらえ、戦略的に管理する経営手法である「安全経営」の推進を図るため



「安全経営あいち[®]」のロゴと名称を商標登録しました。



https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anz-en_eisei/anzenkeiei_aichi.html

- ★ 本ロゴおよび名称については「安全経営あいち賛同事業場制度(仮称)」を創設し、「安全経営あいち[®]」の理念にご賛同いただける事業場に対し、無償で使用していただけるようにいたします。

「安全経営」と、その基礎となるリスクアセスメントに積極的に取り組む姿勢を事業場内外に示すためにも、是非ともご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

愛知労働局労働基準部安全課

〒460-8507 名古屋市中区三の丸2-5-1 (名古屋合同庁舎第2号館)

電話052-972-0255

女性活躍推進法に基づくえるぼし認定 プラチナえるぼし認定を取得しましょう！

女性活躍推進法とは？

女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため国、地方公共団体、民間事業主（一般事業主）それぞれの女性の活躍推進に関する責務等を定めた法律で2016（平成28）年4月から全面施行されています。

えるぼし認定・プラチナえるぼし認定とは？

えるぼしは行動計画の策定・届出を行った事業主のうち女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定する制度。評価基準を満たす項目に応じて3段階あります。

えるぼし認定を受けた事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした場合にプラチナえるぼしの認定をします。



認定のメリットは？

○認定の表示

えるぼし認定、プラチナえるぼし認定を受けた企業は、商品や広告、担当者の名刺、求人票等に認定マークを使うことができます。

○公共調達における優遇措置

えるぼし認定、プラチナえるぼし認定を受けた事業主は、公共調達で加点評価を受けることができ、有利になる場合があります。（加点評価の具体的な内容は、各調達の問い合わせ先へ）

その他の情報

2022（令和4）年4月より行動計画策定届の届出対象が101人以上企業に拡大され、2022（令和4）年7月8日より301人以上企業に男女の賃金の差異の情報公表が義務化されたところです。各種対応をお願いします。

詳細は愛知労働局ホームページ「女性活躍推進法特集ページ」をご覧ください。



愛知労働局HP

男性労働者の育児休業取得率等の公表が義務となりました ～改正育児・介護休業法（2023(R5).4.1施行）～

常時雇用する労働者が1,000人を超える事業主は、男性労働者の育児休業等の取得の状況を年1回一般の方が閲覧できるように公表することが義務付けられました。

公表内容

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）における次の①または②のいずれかの割合です。

① 育児休業等の取得割合	② 育児休業等と育児目的休暇の取得割合
$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$	$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数} + \text{小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者の数の合計数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$

公表方法

インターネットなどの一般の方が閲覧できる方法で、公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）の状況について、公表前事業年度終了後、おおむね3か月以内に公表してください。

【お問い合わせ先】 愛知労働局雇用環境・均等部 指導課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-2-1（名古屋合同庁舎第1号館8階）

電話 052-857-0312

ユースエール（若者雇用促進法に基づく認定）が 経営事項審査の加点対象（配点4点）になりました。

2023（令和5）年1月1日より経営事項審査の「ワーク・ライフ・バランス（WLB）に関する取組」評価項目追加され、認定の区分のうち「ユースエール認定（若者雇用促進法に基づく認定）」が配点4になりました。

ユースエール認定企業は若者の採用・育成に積極的で雇用管理が優良な中小企業です

- (1) 若者が働きやすい中小企業（*）であることをアピールできます。
- (2) 愛知労働局や管轄ハローワークが貴社を積極的にPRします。
- (3) 求人票に「認定マーク」が付くので他社と差別化できます。
- (4) ハローワーク主催の面接会に優先的に参加が可能です。
- (5) 名刺や自社HPに認定マークを付けてPRができます。



（*）常時雇用する従業員が300人以下の中小企業しか取得できないマークです

ユースエール認定企業になるための主な要件

以下の要件をすべて満たしている場合に申請できます。

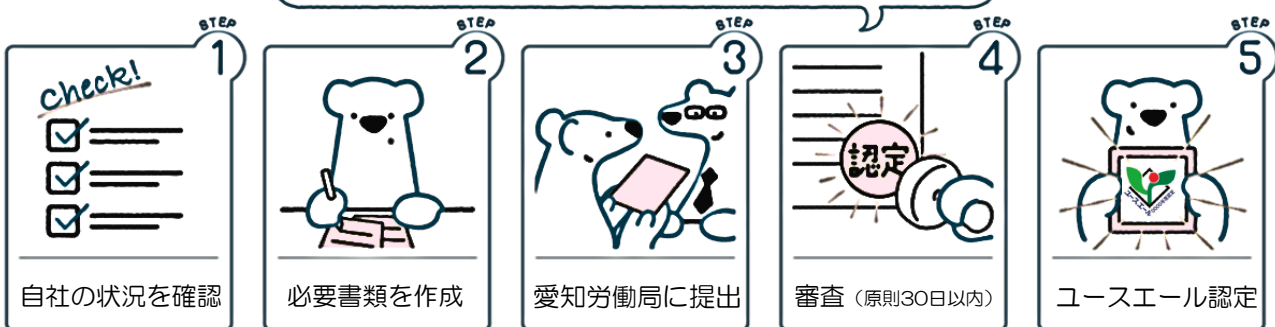
- ・3年以内の新卒離職率 **20%以下**
- ・月平均残業時間**20時間以下**かつ60時間以上が0名
- ・有給休暇 取得率**年平均70%以上**または**年平均取得日数10日以上**
- ・育児休業 **男性実績あり**または**女性75%以上**

その他詳しくは「愛知労働局 ユースエール認定制度」で検索してください。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_shoukai/tetsuzuki/nin_tetsu.html



ユースエール認定企業になるには・・・



【お問い合わせ先】

愛知労働局職業安定課職業紹介係
〒460-0003 名古屋市中区錦2 - 14 - 25 ヤマイチビル13階
電話052-219-5505

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_shoukai/hourei_seido/nin_soku/nin_index.html



表紙写真の紹介

ジブリパーク

本県では、愛知万博の理念と成果を次世代へ継承し、愛・地球博記念公園の魅力と価値を一層高めるため、スタジオジブリ作品の世界観を表現する5つのエリアを配置した「ジブリパーク」を整備しています。

ジブリパークの5つのエリアの内、先行して整備を進めてきた3つのエリア「ジブリの大倉庫」、「青春の丘」、「どんどこ森」が2022（令和4）年11月1日に第1期開園しました。

「ジブリの大倉庫」は、「倉庫」らしさと懐かしさを感じる和洋折衷の建築空間をイメージしており、展示室、子どもの遊び場、ショップやカフェ、収蔵施設等があります。

「青春の丘」は、映画『耳をすませば』に登場する「地球屋」や映画『猫の恩返し』に登場する「猫の事務所」があります。

「どんどこ森」は、映画『となりのトトロ』の「サツキとメイの家」を中心とした田園景観をイメージしており、映画の世界観がより身近に、より深く感じられ、子どもも楽しめるような遊具や散策路等があります。

残る2エリア、映画『もののけ姫』に登場する里山的風景をイメージした「もののけの里」、映画『魔女の宅急便』や映画『ハウルの動く城』などに描かれているヨーロッパ風の空間をイメージした「魔女の谷」は、2023（令和5）年度中に開園する予定です。

<施設の概要>

名 称： ジブリパーク

場 所： 長久手市茨ヶ廻間乙1533-1（愛・地球博記念公園内）

敷地面積： 約7.1ha

Webサイト： <https://ghibli-park.jp/>





愛・地球博記念公園北口のメインゲート

愛・地球博記念公園内でのジブリパーク整備に合わせて、公園の玄関口となる北口に、期待感のもてるメインゲートを整備しました。

ゲートの4本の柱には公園の歴史をデザインしたブロンズ製オーナメントを配置しております。



1970年青少年公園開園

2005年愛知万博会場

2006年モリコロパーク開園

2022年ジブリパーク開園



リリモ駅からの眺望

<愛・地球博記念公園の概要>

所在地	長久手市茨ヶ廻間乙1533-1
用途地域	都市計画区域内 市街化調整区域
防火地域	法第22条地域
その他の指定	都市計画公園（広域公園）
敷地面積	1,942,249平方メートル